

酒田市分別収集計画

令和4年6月20日

1 計画策定の意義

近年の日本は、製品を大量生産・大量消費することで高い経済成長を遂げ、物質的に恵まれた社会を形成するに至っている。しかし、そのために膨大な廃棄物が発生し、最終処分場を代表とする廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、社会経済・ライフスタイルを見直し循環型社会を形成していく必要がある。

本市としては、快適で潤いのある生活環境を創造するため、ごみ処理の在り方を検討するとともに、環境の保全・資源の有効活用等を促進し、積極的に容器包装廃棄物等の減量化を促進するものである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分場の延命化と適正な資源化を推進する目的で、具体的な方策を明らかにするとともに、資源循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たり、次により基本的方向を示す。

- ・住民のごみ減量化意識の定着を図る。
- ・分別排出を徹底し、資源の再生利用を促進する。
- ・市民参加型のごみ減量運動を促進する。
- ・ごみ減量及び環境教育の充実を図る。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶・アルミ缶・無色ガラスびん・茶色ガラスびん・その他ガラスびん・飲料用紙パック・段ボール・その他紙製容器・ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項の第1号）

（単位：トン）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	7,162	6,980	6,809	6,642	6,479

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施するにあたり市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

- ・ごみ減量化及び資源化についての情報収集等を行う。
- ・分別排出の徹底を図るため、市民、事業者等にごみルール酒田カレンダー・ごみ出し事典・ホームページ・市広報・各種チラシ（ごみだし情報及びパンフレット）・SNS等による情報提供を行う。
- ・ごみ減量化意識を促進するため、ごみ処理施設見学会等の啓発活動を実施する。
- ・各地区自治会の役員、衛生担当者等を対象にした研修会等を実施する。
- ・事業者等に簡易包装の協力を求める。
- ・販売店の自主回収を促進する。
- ・再生商品や環境にやさしい商品の利用を促進する。
- ・資源回収団体の育成を図る。
- ・小学校児童及び中学校生徒に対し、実践を含めた環境教育を実施する。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。
また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
スチール製の容器 アルミ製の容器	缶
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
飲料用紙パック 段ボール その他の紙製容器	紙類
ペットボトル	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法8条第2項第4号）

（単位：トン）

容器の種類	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
鋼製の容器	139		132		125		119		112	
アルミ製の容器	171		174		178		181		185	
無色のガラス製の容器	206		202		199		195		191	
	引渡数量	独自処理量								
	206	0	202	0	199	0	195	0	191	0
茶色のガラス製の容器	260		250		241		232		223	
	引渡数量	独自処理量								
	260	0	250	0	241	0	232	0	223	0
その他のガラス製の容器	127		126		125		124		123	
	引渡数量	独自処理量								
	127	0	126	0	125	0	124	0	123	0
飲料用紙パック	39		39		39		39		39	
段ボール	1,110		1,110		1,110		1,110		1,110	
その他の紙製容器	-		-		-		-		-	
ペットボトル	328		334		340		346		352	
	引渡数量	独自処理量								
	110	218	112	222	114	226	116	230	118	234
9品目合計	2,380		2,367		2,357		2,346		2,335	

9 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、過去5年間の人口増減率の平均値を勘案し、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
96,866	95,568	94,288	93,024	91,778
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
98.66%	98.66%	98.66%	98.66%	98.66%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

収集は、現行の収集体制を活用して行う。処理はスチール缶及びアルミ缶、びん類、ペットボトルについては酒田地区広域行政組合が行い、飲料用紙パック、段ボール、その他の紙製容器については資源回収業者、資源回収団体及び回収拠点の責任者が分別収集を行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶類	アルミ	資源物	市による定期収集	酒田地区広域行政組合
	スチール			
びん類	無色のガラス			
	茶色のガラス			
	その他のガラス			
プラスチック類	ペットボトル			
紙類	飲料用紙パック	紙パック	民間業者による定期収集・集団資源回収及び拠点方式回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器	その他紙類		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

飲料用缶はスチール・アルミ別に選別・圧縮し、ガラスびんは色別に選別し、ペットボトルは選別・圧縮し、酒田地区広域行政組合の資源化処理施設（リサイクルセンター）で保管する。

飲料用紙パック、段ボール、その他の紙製容器については、資源回収業者等の民間業者が選別・保管等を行うものとする。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくための推進体制を整備する。
- ・ 廃棄物減量等推進員を各地区に設置し、容器包装廃棄物の排出抑制、適正排出の指導、集団回収の推進を図る。
- ・ 自治会等市民団体による集団回収を促進するため、報償金を交付する。